平成２２年（フ）第１３９６号
神奈川県藤沢市遠藤703番地の10　滝の沢コープタウンＤ―102号
債務者　葛巻美枝子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４５８号
横浜市栄区長尾台町７番地１　ドミール石井201号
債務者　一木　金三
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５１０号
横浜市戸塚区小雀町1562番地
債務者　飛内　玲子（旧姓横川）
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５１８号
横浜市瀬谷区橋戸１丁目35番地１　アーバンドエル瀬谷17―402号
債務者　中田衣紗子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５７９号
横浜市神奈川区菅田町1538番地４　パールハイツ菅田第２・105号
債務者　金成　留夫
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５８０号
横浜市青葉区荏田町428番地13　メールハイツ201
債務者　小嶋しのぶ（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５８９号
横浜市南区中里２丁目17番５号
債務者　森脇　文子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６０３号
横浜市泉区中田東３丁目10番14号　アーバンハウス101号
債務者　石田　道子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９号
熊本県天草市亀場町亀川1714番地２　岡田アパート７号
債務者　籠田　由美
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後１時30分　熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第３４号
熊本県天草市楠浦町246番地２
債務者　濱　加奈子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後１時30分　熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第１２７号
岡山市南区福成１丁目70番地
債務者　利廣　宣政
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９８４６号
千葉県市川市中山４丁目15―17
債務者　高橋　知子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１００４６号
東京都稲城市矢野口2053　第２松新荘102
債務者　長坂　信夫
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１００４７号
東京都稲城市矢野口2053　第２松新荘102
債務者　長坂　克枝
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１００５１号
埼玉県志木市下宗岡２丁目12―27―203
債務者　野呂圭太郎
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前10時　東京地方裁判所民事第20部